

熊本県公報

第 1 1 2 4 0 号
平成 17 年 3 月 23 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項……………(経営金融課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 41
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 41
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 41
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 43
- "……………(") 43
- 自転車歩行者専用道路の指定……………(道路総務課) 44
- 道路の区域変更……………(") 44
- "……………(") 45
- 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定……………(介護保険課) 45
- 公有水面埋立しゅん功認可……………(漁港課) 46
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 46
- 公有水面埋立しゅん功認可……………(漁港課) 46
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(介護保険課) 47
- 指定居宅サービス事業所の廃止……………(") 47
- 家畜伝染病予防法に基づく伝染病検査の実施……………(畜産衛生課) 49
- 生活保護法の規定による介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 50
- 指定居宅介護支援事業所の廃止……………(介護保険課) 50
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 51
- "……………(") 51
- "……………(") 52
- "……………(") 52

公 告

- 道路の位置指定……………(建築課) 52
- "……………(") 52
- 「痴呆性高齢者グループ・ホーム外部評価実施要領」の改正及び外部
評価機関の募集……………(介護保険課) 52
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 54
- "……………(") 55
- "……………(") 56
- "……………(") 56
- "……………(") 57
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する意見……………(") 58
- "……………(") 58
- "……………(") 58
- "……………(") 59
- 都市計画に基づく工事完了……………(建築課) 59
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課) 59
- 電子証明書発行に係る手数料の額の承認……………(情報企画課) 60
- 争議行為の予告……………(労働雇用課) 61
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画課) 61
- 熊本県職員給与等の公表……………(人事課) 62

登 載 依 頼

- 個人演説会の施設の指定……………(選挙管理委員会) 67
- 熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会の開催
……………(熊本県母子家庭及び寡婦自立促進計画策定委員会) 67
- 熊本県立大学改革推進委員会の開催……………(熊本県立大学改革推進委員会) 68
- 平成 16 年 12 月 1 日号外第 64 号中……………(自然保護課) 68

告 示

熊本県告示第312号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成2年熊本県告示第816号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（目的）

第1条 この要項は、県が、中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）又は公益法人（民法第34条の規定により設立された法人をいう。）等に対して、中小企業者の事業活動を活性化するための基盤を整備することを目的として行う次の各号に掲げる資金（以下この資金を「中小企業高度化資金」という。）の貸付けについて、必要な事項を定める。

- （1） 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行う事業又は法第2条第3項で規定する中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うために必要な資金
- （2） 公益法人等が中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行うために必要な資金
- （3） （1）又は（2）に附帯する事業を行うために必要な資金

（貸付業務等）

第2条 県は、前条に規定する目的のために、中小企業者その他の者に対して予算の範囲

内で、次に掲げる中小企業高度化資金の貸付事業を行う。

（1） 法第15条第1項第3号ロ、ハ及び同項第15号に掲げる事業のうち、以下に掲げる事業を行うのに必要な中小企業高度化資金を貸し付ける事業

ア 経営革新計画承認グループ事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号イに基づく、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

イ 下請振興事業計画承認グループ事業

政令第2条第1項第1号ロに基づく、省令第27条の基準に適合する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

ウ 施設集約化事業

政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次の（ア）から（オ）のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

（ア） 省令第28条第1項第1号イの基準に適合する事業

（イ） 省令第29条第1項第1号イの基準に適合する事業

（ウ） 省令第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項の要件に該当する事業

（エ） 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項第1号イの要件に該当する事業

（オ） 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ同条第4項の要件に該当する事業

エ 連鎖化事業

政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

（ア） 省令第28条第1項第1号ロの基準に適合する事業

（イ） 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ同条第2項第1号ロの要件に該当する事業

オ 共同施設事業

政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する事業であって、知事が別途定める基準に適合するもの

（ア） 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業

（イ） 省令第29条第1項第1号ロの要件に該当する事業

カ 経営改革事業

政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図る事業（特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに掲げる特定中小企業団体をいう。以下同じ。）が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又